

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成23年 9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区西天満2丁目4番4号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 積水化学工業株式会社 代表取締役 根岸 修史 電話075-662-8541					
主たる業種	化学製品の研究開発	細分類番号	1   8   9   7				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	平成22年度までの活動で削減してきた排出量を基本に、設備改善・更新による省エネ化と研究開発用途(非エネルギー起源)温室効果ガスの削減を推進する。						
計画を推進するための体制	所長を統括管理責任者とし環境管理委員会を設置 全体及び各部署の計画策定・進捗管理体制を構築						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,851.1 トン	2,936.5 トン	2,805.0 トン	2,647.6 トン	-1.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,046.8 トン	2,936.5 トン	2,805.0 トン	2,647.6 トン	-44.8 パーセント	
目標の根拠	平成22年度の達成レベルの維持を基本とし、事業活動である研究開発内容に伴う変動要因を、空調・照明等エネルギー設備の改善・更新で補い、CF4(研究開発用途)の削減の推進により、上記目標達成を狙う。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	研究所	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積(1/100㎡))	7.55	7.78	7.43	7.01	-2.63 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 37762					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	平成22年度の達成レベルの維持を基本とし、事業活動である研究開発内容に伴う変動要因を、空調・照明等エネルギー設備の改善・更新で補い、CF4(研究開発用途)の削減の推進により、上記目標達成を狙う。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	133.0 ㊦	138.0 ㊦	138.0 ㊦	138.0 ㊦			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	①空調・照明機器等の高効率化 ②省エネ空調管理、不要時電源OFF、省灯 ③節電(自販機・EV 期間休止) ④CF4削減検討					
	(24)年度	継続実施(改善効果も配慮し計画的に推進)					
	(25)年度	継続実施(改善効果を配慮し計画的に推進)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	一定の基準を設けた許可制。 '10年11月には屋外駐車場を半減化(▲42台)					
上記の措置を採用する理由	マイカー通勤の自粛は以前より実施。 自粛推進を強化。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1) 南山城村「仙の森」森林保全活動への参画(積水化学関西エリアグループ協働) 2) 昼休み世界一斉消灯(積水化学グループ全社活動)						
特記事項	2000年:ISO14001認証取得(JCOA)、2005年:エミマツヨシ選定 2003年~11月:「管理指定工場 11月」使用合理化を推進 2005年~京都市温暖化対策条例による削減対策を推進。 2008~09年:老朽化した「17」や「23」設備を廃し、給湯・空調用熱源に高効率ヒートポンプを導入 *委任状を添え所長名で提出する						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。